

食の安全 「基本のお話」

第72回

日本の農薬基準。これって本当？



農薬は

品質の良い農産物を
安定的に生産するた
めに必要な資材です。

農産物の安全確保

生産者が農薬取締法（使用基準）や食品衛生法（残留基準）などを順守することによって確保されます。



○農薬取締法

- ・農薬の登録には、安全性や環境影響の審査が必要です。
- ・使用基準（適用作物、使用時期、使用量、使用回数など）が定められています。
- ・使用基準は、残留基準を超えないように設定されます。

○食品衛生法

・その農薬の様々な食品を通じた長期的な（生涯）摂取量の総計がADI（許容一日摂取量）の8割を超えないように、農作物ごとに残留基準値が定められています。



・ADIは、「動物実験で一生毎日食べ続けても何も影響が出ないという量（無毒性量）の100分の1」を基に決められています。

・2014年からは、ARfD（急性参照用量）も指標です。



日本は、農地面積当たりの農薬使用量が
多く、アメリカの6倍！

「日本は農薬の基準が緩くて、農薬大国」？

総量だけを比較しても
意味がありません。



農薬の使用量は栽培する作物や気候条件等によって大きく異なります。

例えば、アメリカでは病害虫の発生が少なく、農薬の必要性が高くない麦類がほぼ半分を占めます。一方、日本は麦類の生産は少なく、多くの農薬を必要とする果樹類の栽培の割合が多くなっています。

残留農薬の基準は、世界共通の指標「ADI」

を基に設定されています。「日本だけが基準がゆるい」ということは考えられません。

残留基準が小麦で6倍！
そばで150倍！「基準が大幅緩和」？



これは、グリホサートという「農薬の適応拡大申請による措置のことです。

残留基準は、その農薬が使われる予定のない農作物には設定されません。

農薬メーカーから、グリホサートを小麦等にも使いたいと適応拡大申請が行われ、小麦等追加された作物の基準値が改めて設定されたという内容です。

「日本の基準がゆるめられた」ということではありません。

情報の一部のみを強調したような情報には注意が必要です。

6月29日（月）開催「気になる食の不安情報 その正体、ゲノム編集食品から残留農薬まで」中止のお知らせ

4月号でご案内しました6月29日（月）開催の学習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。感染症の収束が見通せる状況になりましたら、あらためて企画し、案内させていただきます。